

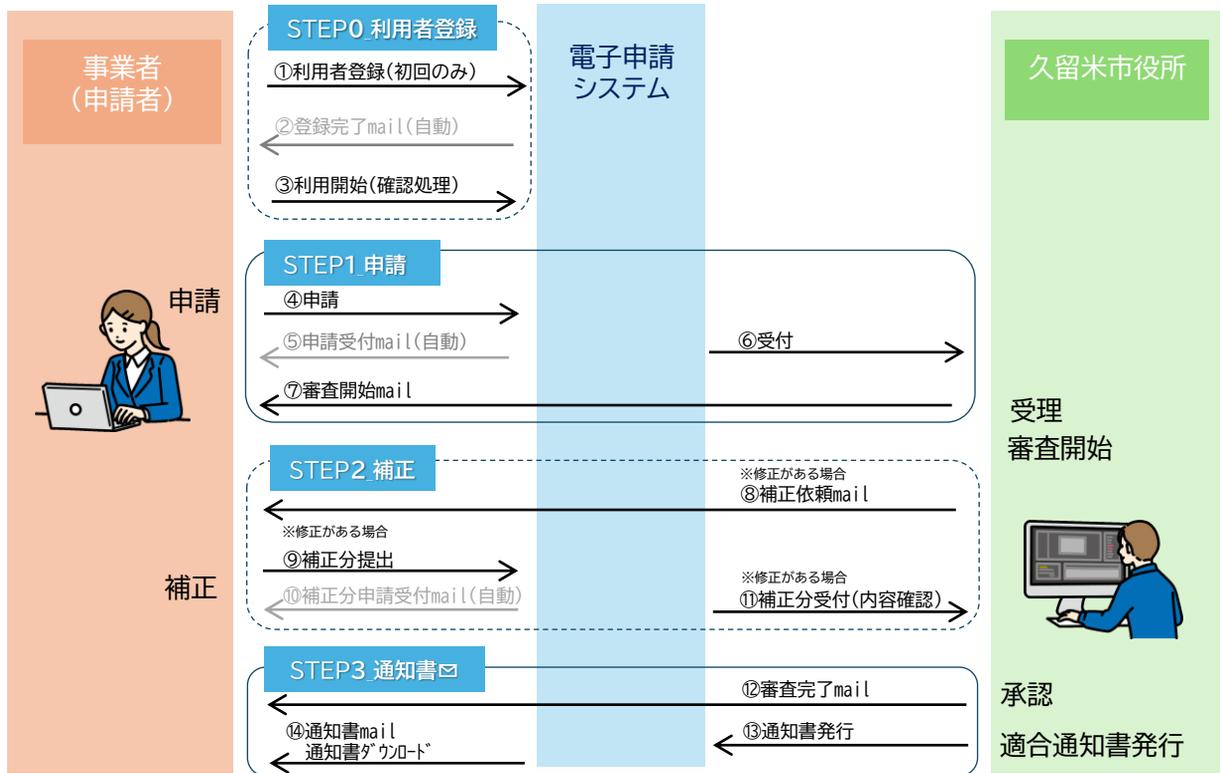
# 久留米市景観計画に基づく行為届出 電子申請

令和8年4月から景観計画に基づく行為届出について『電子申請』による受付を開始します

## 1. 令和8年4月からの主な変更ポイント

- 届出方法に『電子申請』追加  
届出方法と提出部数  
・電子申請：電子データを申請フォームに提出してください。  
・紙面申請：窓口又は郵送により、正副2部を提出してください。
- 適合通知書の公印省略  
「久留米市文書規定」の一部改正に伴い、適合通知書は公印省略します。  
電子申請による適合通知書は、通知書発行お知らせメールにて届きます。(システムからダウンロードも可能)  
紙面申請による適合通知書は、これまで通り副本と併せて紙面により通知します。

## 2. 電子申請の流れ



## 3. 電子申請の注意事項

- 届出日について  
電子申請は、24時間申請可能ですが、窓口時間外(※1)の申請は、翌営業日に届出されたものとして扱います。  
※1：平日の17:15以降、土曜日、日曜日、休日、祝日、  
年末年始(12月29日から1月3日)の閉庁日
- 受付日について  
書類が揃っており、添付図書に不備がない場合は、届出日を受付日とします。  
当該行為に着手する30日前までに届出が必要です。余裕を持った申請をお願いいたします。
- 書類の不備の扱い  
申請時に、不足図書等があった場合は、書類が揃った日を受付日とします。
- 届出添付図書について  
電子申請では、紙面による提出図書一式の控えは返送しません。  
紙面による提出図書一式の控えが必要な場合は、紙面による届出(窓口又は郵送)をお願いいたします。